

村上市

熱中症対策エアコン設置費補助事業

経済的理由により居宅にエアコンを設置していない世帯の熱中症等を防止するため、新たにエアコンを購入し設置する際の費用の一部を補助します。



◇対象世帯

市内に住所があり、居宅にエアコンの設置が1台もない住民税非課税世帯または生活保護世帯で、次に掲げる世帯。

- (1) 65歳以上の者のみで構成する世帯。
- (2) 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けている者がいる世帯。
- (3) 療育手帳Aの交付を受けている者がいる世帯。
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者がいる世帯
- (5) 児童扶養手当又はひとり親家庭等医療費助成の受給者がいる世帯

◇補助対象経費

エアコン本体の購入および設置にかかる費用。

◇補助金額

対象経費の2分の1以内。(千円未満端数切捨)
上限額は5万円。

◇申請に必要なもの

- ・申請書
 - ・見積書(設置しようとするエアコンの購入および設置費用がわかるもの)
 - ・着工前の写真(エアコン本体および室外機の設置予定箇所がわかるもの)
- ※居宅が借家等の場合は、家屋所有者の承諾書を添付してください。

◇留意事項（必ずご確認ください）

- 必ず工事の着工前に申請してください。（着工済の工事は対象外です。）
- 対象となる世帯であっても、世帯分離等により補助対象外の世帯と同一の住宅に居住している世帯は対象外となります。
- 既存のエアコンの修理や、取り替えは対象外です。
- 対象世帯が自ら取り付けをする場合、工事費用は対象経費に含みません。
- 補助は1世帯に対して1回のみとなります。
- 過去に高齢者・障害者向け住宅整備補助事業でエアコンを設置した世帯は対象外となります。
- 新たにエアコンを設置し使用することにより、月々の電気料金が上がる可能性があります。（電気料金は利用者の負担となります）

◇申請方法

エアコンを購入・設置する前に、「熱中症対策エアコン設置費補助金交付申請書」に必要な書類を添付のうえ申請してください。

◇申請書提出先（問い合わせ先）

市役所（本庁）	介護高齢課	高齢者支援室	電話	75-8935（直通）
//	福祉課	福祉政策室	電話	75-8940（直通）
//	こども課	子育て福祉室	電話	75-8939（直通）
荒川支所	地域振興課	地域福祉室	電話	62-3104（直通）
神林支所	地域振興課	地域福祉室	電話	66-6113（直通）
朝日支所	地域振興課	地域福祉室	電話	72-6887（直通）
山北支所	地域振興課	地域福祉室	電話	77-3113（直通）